

第7期計画 国の基本指針の構成案について

I 第7期の基本指針の位置付け

- 基本指針では、第6期（平成27年度～29年度）以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置付け、2025年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしている。
- 第7期（平成30年度～32年度）においては、第6期で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの着実な構築に向けた取組を進めていくために、第7期の位置付けを明らかにすることが求められる。
- 市町村は、市町村介護保険事業計画を国の基本指針に即して定めることとする。

II 基本指針構成案

※下線は見直し箇所

第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

1 地域包括ケアシステムの基本的理念

- 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 2 介護給付等対象サービスの充実・強化
- 3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
- 4 日常生活を支援する体制の整備
- 5 高齢者の住まいの安定的な確保

【国の構成案の考え方】
制度改正の理念「自立支援、介護予防・重度化防止」の明示

2 2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標

3 医療介護総合確保法に基づく計画、医療計画との整合性の確保

【国の構成案の考え方】
医療計画との同時改定を踏まえた整合性の確保の必要性、そのために協議の場を持つ必要性

4 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進

【国の構成案の考え方】
地域ケア会議の内容や機能の明確化

5 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上

6 認知症施策の推進

7 高齢者虐待の防止等【新設】

【国の構成案の考え方】
高齢者虐待の防止（家族支援）

8 介護サービス情報の公表

9 効果的・効率的な介護給付の推進

【国の構成案の考え方】
都道府県による、市町村が行う地域課題の分析等の支援（研修や地域分析の支援、医療職の派遣等のための調整）

10 都道府県による市町村支援等

11 市町村相互間の連携

第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

1 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

(1) 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等

【国の構成案の考え方】

データ分析に基づく課題分析等から始まるPDCAサイクルの重要性

(2) 要介護者等地域の実態の把握

①被保険者の現状と見込み

②保険給付の実績把握と分析

③調査の実施

④地域ケア会議における課題の検討

【国の構成案の考え方】

地域ケア会議の内容や機能の明確化、ニーズの把握

(3) 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備

(4) 平成37年度の推計及び第7期の目標

①平成37年度の推計

②第7期の目標

(5) 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表

(6) 日常生活圏域の設定

(7) 他の計画との関係

(8) その他

【国の構成案の考え方】

目標の達成状況の住民への公表、PDCAへの活用（地域の実態の把握に基づく課題分析、目標と取組内容の記載、リハ職との連携等による自立支援・介護予防施策の推進、達成状況等の評価）

①計画期間と作成の時期

②公表と地域包括ケアシステムの普及啓発

2 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

(1) 日常生活圏域

(2) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

①各年度における介護給付対象サービス（介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込み

②各年度における予防給付対象サービス（介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込み

(3) 各年度における地域支援事業の量の見込み

①総合事業の量の見込み

②包括的支援事業の事業量の見込み

(4) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、 要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介 護給付等の適正化への取組及び目標設定【新設】

【国の構成案の考え方】
地域の実情に応じて、高齢者の自立支援と介護予防等に向けた具体的な取組内容やその目標
計画に記載した目標の達成状況の評価の必要性

3 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

(1) 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項

- ① 在宅医療・介護連携の推進
- ② 認知症施策の推進
- ③ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- ④ 地域ケア会議の推進【新設】
- ⑤ 高齢者の居住安定に係る施策との連携

【国の構成案の考え方】
地域ケア会議の内容や機能の明確化

(2) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

- ①関係者の意見の反映
- ②公募及び協議による事業者の指定
- ③報酬の独自設定
- ④人材の確保及び資質の向上【新設】

【国の構成案の考え方】
サービス事業者の質の担保の観点も踏まえた、市町村協議制や事業者指定への保険者の関与

【国の構成案の考え方】
国や都道府県と連携して人材確保策の推進や質の向上に努める必要性

(3) 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策

(4) 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項

- ①介護給付等対象サービス
- ②総合事業
- ③地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価

【国の構成案の考え方】
地域包括支援センターの評価の義務化、評価に基づく体制整備
介護離職防止のための、仕事と介護の両立不安等に対する相談支援の充実強化

(5) 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項

(6) 市町村独自事業に関する事項

(7) 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項